三井住友銀行府中支店	徳永　高志	6351090
八千代銀行大泉支店	豊　建　装	284184
ゆうちょ銀行〇二八支店	山田　　芳	56535591
ゆうちょ銀行〇二八支店	吉岡　　剛	78462801
楽天銀行エンカ支店	加藤　義弥	1959653
楽天銀行エンカ支店	中村　省吾	1814213
楽天銀行エンカ支店	芳賀　美晴	2092882
楽天銀行エンカ支店	林　　弘之	1988742
楽天銀行チェロ支店	和泉　健二	2134775
楽天銀行テクノ支店	富田　一郎	1834409
楽天銀行マーチ支店	花村　恵司	4517308

⑶　主な犯行態様

ア　名簿に記載された被害者へ電話をかけ、借入れを勧誘する。

イ　現金を、顧客指定の口座に振込入金する方法で貸付けを行う。

ウ　指定した銀行口座に、法定利息を超えた金利及び元本等を振込入金させる。

エ　振り込まれた現金を犯人が引き出して手に入れる。

5　開始決定の時における給付資金の額

金　217万3,000円

6　支給申請期間

平成29年７月４日から同年９月４日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　徳島地方裁判所

⑵　被告人氏名　①竹川　縄文、②片岡　貴史、③森　　雄基、④永野　亮太、⑤井上嘉寿人、⑥神田　栄治

⑶　裁判年月日　平成28年３月４日（①）、同年２月22日（②ないし⑥）

⑷　確定年月日　平成28年３月19日（①）、同年３月８日（②ないし⑥）

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

竹川縄文らは、共謀の上、無登録で貸金業を営み、被害者から法定利息を超えた金利及び元本等の支払いを受けるに当たり、平成26年10月15日から平成27年４月27日までの間、多数回にわたり、多数の者をして、竹川らが管理する他人名義の預貯金口座に犯罪収益である現金合計217万3,000円を振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装したものである。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒770―0852　徳島市徳島町２丁目17番地
徳島地方検察庁　被害回復給付金事務担当
電話番号　088―652―5191（代表）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（徳島地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（徳島地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２６号

福島県郡山市横塚６丁目９番15号

債務者　橋本　康洋

1　決定年月日時　平成29年６月20日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第６０号

福島県郡山市八山田４丁目24番地　市営住宅２―１―203

債務者　伊藤　壽彰

1　決定年月日時　平成29年６月20日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第７２号

福島県郡山市熱海町石筵字下道62番地

債務者　古川　幸江

1　決定年月日時　平成29年６月20日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第３８号

兵庫県明石市鳥羽1531番地　プリュム西明石Ⅱ―101号、前住所神戸市西区北別府５丁目23番地の９

債務者　朝山紀美子

1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第９０号

兵庫県明石市魚住町清水1261番地の１　県営明石清水第２高層住宅１棟716号

債務者　髙宮　正裕

1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第９７号

兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の２　33棟303号、前住所兵庫県明石市鳥羽1548番地の８　サワーパルシェ202号

債務者　西垣　順司

1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１０６号

神戸市西区二ツ屋１丁目28番14号

債務者　田中　好一

1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係